

身体・知的障害児者 福祉の手引き



障害者福祉の制度についてはこちら



福祉の手引最新版はこちら

三浦市保健福祉部福祉課
令和7年4月

目 次

1	障害児者	1
(1)	身体障害者手帳の交付	1
(2)	身体障害者障害程度等級表【身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号】	2
(3)	知的障害者巡回相談事業	6
(4)	療育手帳の交付	6
2	相談窓口	7
(1)	三浦市役所	7
(2)	県立総合療育相談センター	7
(3)	県鎌倉三浦地域児童相談所	8
(4)	県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	8
(5)	日常生活自立支援事業	8
(6)	法人後見事業	8
(7)	法律相談	8
(8)	生活困窮者自立支援制度	8
(9)	民生委員児童委員	9
(10)	県ライトセンター	9
(11)	県聴覚障害者福祉センター	9
(12)	県立総合教育センター（亀井野庁舎）	9
(13)	セルフヘルプ相談室	9
3	福祉サービス	10
(1)	障害者総合支援法によるサービス	10
(2)	児童福祉法によるサービス	15
(3)	相談支援事業所	18
4	医 療	18
(1)	重度障害者医療費の助成等	19
(2)	障害認定による後期高齢者医療制度の適用	19
(3)	自立支援医療（更生医療）	20
(4)	自立支援医療（育成医療）	20
(5)	県障害者歯科一次医療担当医制度	21
(6)	三浦半島地域障害者歯科診療所（二次医療）	21
(7)	専門的医療機関	21
5	手当・年金等	22
(1)	特別児童扶養手当	22
(2)	児童扶養手当	22
(3)	障害基礎年金（国民年金）	23
(4)	特別障害給付金（国民年金）	23
(5)	特別障害者手当	24
(6)	障害児福祉手当	24

(7) 神奈川県在宅重度障害者等手当	24
(8) 心身障害者扶養共済制度	25
6 公共料金等の減免等	26
(1) バス運賃の割引	26
(2) JR・京浜急行等運賃の割引	27
(3) 横浜市営地下鉄等の運賃割引	27
(4) タクシー料金の割引	27
(5) 福祉タクシー助成事業	28
(6) 国内航空運賃の割引	28
(7) 旅客船運賃の割引	28
(8) 有料道路通行料金の割引	29
(9) 駐車場や駐輪場の減免	29
(10) 県立文化施設の入場料の減免	30
(11) NHK放送受信料の免除	30
(12) 盲人用郵便物の無料配達	30
(13) 携帯電話料金の割引	30
7 税の控除及び減免	31
(1) 所得税の障害者控除	31
(2) 市民税・県民税の障害者控除	31
(3) 相続税の障害者控除	31
(4) 個人事業税の減免	31
(5) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割・自動車税種別割の減免	32
(6) 軽自動車税（種別割）の減免	33
(7) 贈与税の非課税	33
8 作業・訓練等	34
(1) 心身障害児生活訓練会	34
(2) 在宅肢体不自由児等巡回リハビリテーション事業	34
(3) 神奈川障害者職業能力開発校	34
9 職 業	35
(1) 公共職業安定所（ハローワーク）	35
(2) よこすか就労援助センター	35
(3) 三浦市出張職業相談	35
(4) 神奈川能力開発センター	35
10 補装具・日常生活用具等	36
(1) 補装具の交付・修理	36
(2) 身体障害者巡回更生相談事業	36
(3) 日常生活用具の給付	36
11 障害者関係団体など	36

12 社会生活	38
(1) 重度身体障害者訪問入浴サービス	38
(2) 住宅設備改良費助成	38
(3) 社会福祉施設等通所交通費補助	38
(4) 障害者のための国際シンボルマーク	39
(5) ヘルプマーク	39
(6) 駐車禁止除外許可	39
(7) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度	39
(8) 郵便等による不在者投票	39
(9) 身体障害者用自動車改造費助成	40
(10) 自動車運転訓練費の補助	40
(11) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	40
(12) 手話通訳者設置	41
(13) 緊急通報 F A X 用紙の配布	41
(14) N E T 1 1 9 サービス	41
(15) 補助犬の給付	41
(16) 青い鳥はがきの配布	42
(17) 県営住宅への入居	42
(18) 県営住宅家賃の減免	42
(19) 三浦市避難行動要支援者名簿への登録	42
(20) 福祉有償運送	43
(21) 公共施設等の整備	43
13 レクリエーション	44
(1) 県障害者スポーツ大会	44
14 その他	44
(1) 三浦市老人福祉保健センター	44

1 障害児者

(1)身体障害者手帳の交付

【内 容】 身体に障害のある方が、この手引に記載されているさまざまな援護制度を利用するために必要な手帳です。障害の程度は次ページ以降の等級表のとおり 1～7 級に区分され、手帳が交付されるのは 1～6 級と認定された方です。

【対 象】 視覚、聴覚、平衡、音声言語、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫または肝臓機能に永続する障害のある方

【手続き】 ● 身体障害者診断書（都道府県知事の定める医師によるもの）
● 写真 1 枚（たて 4cm・よこ 3cm、上半身・無帽）
● 個人番号が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

【その他】 ● 障害程度等級については 2～5 ページをご参照ください。
● 申請の際にカードまたは紙の手帳どちらかを選択することができます。
● 再交付等の手続きの際の必要書類等は以下のとおりです。
● 令和 5 年 4 月 1 日以後に居住地特例施設に入所等した人は三浦市で住所の書き換え等が必要となります。

● 申請に必要なもの

必要なもの	新規申請	再交付申請	変更申請	返還
顔写真 1 枚（たて 4 c m × よこ 3 c m、1 年以内に撮影、脱帽で上半身、本人が明確に分かるもの、写真専用紙）	○	○	—	—
診断書	○	○* 1	—	—
手帳	—	○* 2	○	○* 2
個人番号（マイナンバー）	○	○	○	○

* 1 紛失、破損等による再交付の場合は不要です。

* 2 紛失の場合は不要です。

(2) 身体障害者障害程度等級表【身体障害者福祉法施行規則第 5 条第 3 項別表第 5 号】

級別			1 級	2 級	3 級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、 <u>矯正視力</u> について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（Ⅰ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
平衡機能又は聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害				平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害					音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢		1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢		1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1. 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
	体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難のもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

4 級	5 級	6 級	7 級
1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
1. 両耳の聴力レベルが 80dB 以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通和声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1. 両上肢のおや指以上を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四肢の機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節以上の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿 2 分の 1 以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健即に比して 15 分の 1 以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健即に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別		1 級	2 級	3 級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害若しくは肝臓機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
備考 1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由については、7 級に該当する障害が2 以上重複する場合は、6 級とする。 3. 異なる等級について2 以上の重複がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第1 指骨間関節以上を欠くものとする。				

4 級	5 級	6 級	7 級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
備考 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、全腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

出所：神奈川県

(3)知的障害者巡回相談事業

- 【内 容】 心理判定、職能判定、医師の診断、相談を年 2 回予約制により県立総合療育相談センターと福祉担当職員によって行います。
- 【対 象】 知的障害者、知的障害と思われる方（原則として 18 歳以上の方）
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(4)療育手帳の交付

- 【内 容】 公共交通機関の料金等の割引制度など、さまざまな援護制度を利用するために必要な手帳です。
- 【対 象】 18 歳未満の方は鎌倉三浦地域児童相談所、18 歳以上の方は神奈川県立総合療育相談センター（更生相談所）において知的障害者と判定された方
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ
- 【その他】 ● 判定に関する相談については、児童相談所または県立総合療育相談センターまでお問い合わせください。
- 申請の際にカードまたは紙の手帳どちらかを選択することができます。

● 申請に必要なもの

必要なもの	新規申請	変更申請	再発行	返還
顔写真 1 枚（たて 4 c m × よこ 3 c m、1 年以内に撮影、脱帽で上半身、本人が明確に分かるもの、写真専用紙）	○	○*1	○	—
手帳	—	○	○*2	○*2
個人番号（マイナンバー）	○	○*1	○	—

* 1 住所や氏名を変更する場合は不要です。再判定申請の場合は必要です。

* 2 紛失の場合は不要です。

● 療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準	
最重度	A1	1	標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね 20 以下のもの。
		2	指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
重 度	A2	1	指数がおおむね 21 以上 35 以下の方で、上記 A1 に該当しないもの。
		2	指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、障害等級の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
中 度	B1		指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、上記 A 2 に該当しないもの。
軽 度	B2	1	指数がおおむね 51 以上 75 以下のもの。
		2	指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所（横浜市、川崎市、相模原市を除く）または県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

※神奈川県療育手帳制度実施要綱「療育手帳判定基準」別表より

2 相談窓口

(1)三浦市役所

①福祉課障害福祉グループ

【内 容】 障害児者福祉の中心的機関として、サービス利用計画の作成や、虐待に関する相談等、様々な相談に応じます。また、各種福祉制度の窓口はこちらになります。

【問合せ先】 所在地 城山町 1-1 三浦市役所分館 2 階

☎ 046-882-1111 (内線 361・362・305) FAX 046-881-0148

②子ども課

【内 容】 子どもに関する相談、子育てに関する相談、家庭訪問などを行っています。

【問合せ先】 所在地 城山町 1-1 三浦市役所分館 2 階

☎ 046-882-1111(内線 365・366・367)

③健康づくり課

【内 容】 各種健康相談、家庭訪問などを行っています。

【問合せ先】 所在地 三崎町六合 32 三浦合同庁舎 2 階 健康ぷらっと

☎ 046-882-1111(内線 372・373・374)

④保険年金課

【内 容】 後期高齢者医療障害認定や国民年金に関する手続きを行っています。

【問合せ先】 所在地 城山町 1-1 三浦市役所本館 1 階

☎ 046-882-1111(内線 302・303・304)

⑤高齢介護課

【内 容】 介護保険、高齢者全般に関する相談などを行っています。

【問合せ先】 所在地 城山町 1-1 三浦市役所本館 1 階

☎ 046-882-1111(内線 348・351・352・353・354・363・364・368)

⑥市民サービス課

【内 容】 弁護士などの専門員による無料相談を行っています。なお、詳細につきましては、毎月発行される広報紙「三浦市民」をご覧ください。

【問合せ先】 所在地 城山町 1-1 三浦市役所本館 1 階

☎ 046-882-1111(内線 319)

(2)県立総合療育相談センター

【内 容】 身体障害者及び知的障害者に関する相談・判定や障害のあるお子さんへの療育・診療を、医療・福祉の専門スタッフがを行っています。予約制です。詳細は、県のホームページをご覧ください。（「サイト内検索」に「総合療育相談センター」を入力）

【問合せ先】 所在地 藤沢市亀井野 3119 ☎ 0466-84-5700（代表）

(3) 県鎌倉三浦地域児童相談所

【内 容】 子育ての心配や不安、言葉の発達の遅れ、家庭で育てられない等、子どものあらゆる問題について相談に応じています。

【問合せ先】 所在地 横須賀市日の出町 1-4-7 ☎ 046-828-7050
子ども家庭 110 番 ☎ 0466-84-7000(専門の電話相談員による電話相談)
時 間 午前 9 時から午後 8 時

(4) 県鎌倉保健福祉事務所三崎センター

①保健福祉課（4 番窓口）

【内 容】 長期療養児・障害児や思春期、女性の健康に関する相談・支援などを行っています。また、心身に障害のある方・外出困難な方の歯科相談・歯みがき指導(予約制)や栄養相談なども行っています。

【問合せ先】 所在地 三崎町六合 32 三浦合同庁舎内（3 階）☎ 046-882-6811

②保健予防課（3 番窓口）

【内 容】 精神保健福祉、認知症、難病、感染症に関する相談・支援を行っています。

【問合せ先】 所在地 三崎町六合 32 三浦合同庁舎内（3 階）☎ 046-882-6811

(5) 日常生活自立支援事業

【内 容】 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者など判断能力が十分でない方に対して、地域で自立し安心して生活が送れるように、本人又は代理人との委任契約により福祉サービスの利用援助を中心に、必要に応じて、日常的金銭管理や書類を預かり保管を行います。

【問合せ先】 所在地 南下浦町菊名 1258-3 三浦市社会福祉協議会
三浦市権利擁護センター「いっしょ」 ☎ 046-888-7347

(6) 法人後見事業

【内 容】 後見申し立ての相談・身近に適当な後見人が選任出来ない場合の身上監護を目的とした後見受任（ただし条件有）

【問合せ先】 所在地 南下浦町菊名 1258-3 三浦市社会福祉協議会
三浦市権利擁護センター「いっしょ」 ☎ 046-888-7347

(7) 法律相談

【内 容】 顧問弁護士による法律の専門的なアドバイスを無料で行います。

【申込先】 所在地 南下浦町菊名 1258-3 三浦市社会福祉協議会
三浦市権利擁護センター「いっしょ」 ☎ 046-888-7347

【相談日】 毎月第 4 金曜日（予約制）

(8) 生活困窮者自立支援制度

【内 容】 生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮されている方が自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

【問合せ先】 所在地 南下浦町菊名 1258-3 三浦市社会福祉協議会
三浦市権利擁護センター「いっしょ」 ☎ 046-888-7347

(9) 民生委員児童委員

【内 容】 厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、担当区域内の方々のいろいろな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

【問合せ先】 福祉課福祉総務グループ

☎ 046-882-1111（内線 355） FAX 046-881-0148

(10) 県ライトセンター

【内 容】 県内の視覚障害者を対象に点字、録音などによる情報、資料の提供、日常生活に必要な各種相談指導などを行っています。

また、プール・トレーニングルーム・体育館などが使用できます。

【問合せ先】 所在地 横浜市旭区二俣川 1-80-2 ☎ 045-364-0023

(11) 県聴覚障害者福祉センター

【内 容】 聴覚障害者の社会的自立を促進するため、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障害をもつ乳幼児の早期訓練及びボランティアの育成等を行っています。

【問合せ先】 所在地 藤沢市藤沢 933-2 ☎ 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

(12) 県立総合教育センター

【内 容】 心身に障害のある児童・生徒の教育の相談を行っています。

● 障害をもつ児童・生徒の学校教育や家庭教育など、いろいろな悩みの相談を受けています。

● 面接や観察、必要に応じて検査などを行い指導、助言をしています。

【問合せ先】 所在地 藤沢市善行 7-1-1 ☎ 0466-81-0188（代表）

(13) セルフヘルプ相談室

【内 容】 （社）日本オストミー協会神奈川支部の主催により、人工肛門・人工膀胱の方、及びその家族のための電話相談を行っています。面接による相談も受けています。

【相談日】 毎月第4水曜日 午後1時～午後3時

【問合せ先】 所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民センター12階 第2相談室 ☎ 045-312-1121

3 福祉サービス

☆介護保険対象の方については、介護保険によるサービスが優先となります。

(1)障害者総合支援法によるサービス

【サービスの種類】

● 介護給付・訓練等給付

サービス名称			サービス内容	利用対象
訪問系	介護給付	居宅介護	〈身体介護〉 自宅で入浴、排せつ、食事等の身体介護を行う。 〈家事援助〉 自宅での掃除、洗濯や買い物等の家事の援助を行う。 〈通院等介助〉 通院に伴う屋内外の移動および受診の手続きの介助を行う。 〈通院等乗降介助〉 通院に伴う車両への乗車または降車の介助を行う。	障害支援区分1以上の方
			〈通院等介助（身体介護を伴う場合）〉 通院に伴う屋内外の移動および受診の手続きの介助を行う。	障害支援区分2以上で、特定の条件に該当する方
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	障害支援区分4以上で特定の条件に該当する方
		同行援護	視覚障害により、移動の著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。	特定の条件に該当する方
		行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。	障害支援区分3以上で、特定の条件に該当する方
		重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	障害支援区分6以上で、特定の条件に該当する方
		日中活動系	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。		障害支援区分5以上で、特定の条件に該当する方	

日中活動系	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする方に、施設において日中に、入浴、排せつ、食事の介助を行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供する。	障害支援区分3以上の方。 ただし、施設入所の場合は障害支援区分4以上の方 ※50歳以上の場合は障害支援区分2以上の方。ただし、施設入所の場合は障害支援区分3以上の方
		施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介助等を行う。	障害支援区分4以上の方で特定の条件に該当する方 ※50歳以上の場合は障害支援区分3以上の方
居住支援系		自立生活援助	障害者施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対して、一定の期間、定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	精神障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域で一人暮らしに移行した障害者で、理解力や生活等に不安がある方、または単身等により、自立生活援助の支援が必要な方
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う。	障害支援区分1以上に該当する知的・精神障害者（身体障害者は特定の条件に該当する方）
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者手帳を有する方に理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。	地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復が必要と認められた身体障害者
		自立訓練 (生活訓練)	知的障害者、精神障害者を有する方に食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行う。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上が必要と認められた知的・精神障害者
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	企業への就労を希望する方。技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する方
		就労継続支援 (A・B型)	一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上能力の向上のために必要な訓練を行う。	市が認めた方
		就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・家族との連絡調整や相談などを行う。	就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障害者で就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方

●相談支援事業

サービス名称	サービス内容	利用対象
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者が適切なサービス利用を行うため、サービス等利用計画の作成及び見直しを行う。	障害者総合支援法によるサービスを利用する方
地域移行支援	障害者施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者が、地域における生活へ移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行う。	市が認めた方
地域定着支援	施設や病院から退所・退院など、地域生活が不安定な方に常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行う。	市が認めた方

●地域生活支援事業

サービス名称	サービス内容	利用対象
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における移動の支援を行う。	視覚障害1・2級の方 全身性障害児者 知的障害児者 精神障害児者
日中一時支援事業	介護者が社会的理由、私事都合により一時的に障害者の介護ができないときに障害者施設において見守り、介護を行う。	市が認めた方
地域活動支援センター	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を行う。	市が認めた方

【対 象】 利用対象者となる障害の範囲は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病(※)」となります。

(※) 難病についての詳細は「障害者総合支援法のサービスの対象となる難病一覧」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisa_hukushi/hani/index.html)にてご覧になれます。

【利用者負担】利用者負担には、月ごとに上限があります。また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

負担上限月額

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般 1	市民税課税世帯（所得割 16 万円（注 2）未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者（注 3）を除きます。	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

（注 1） 3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注 2） 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります

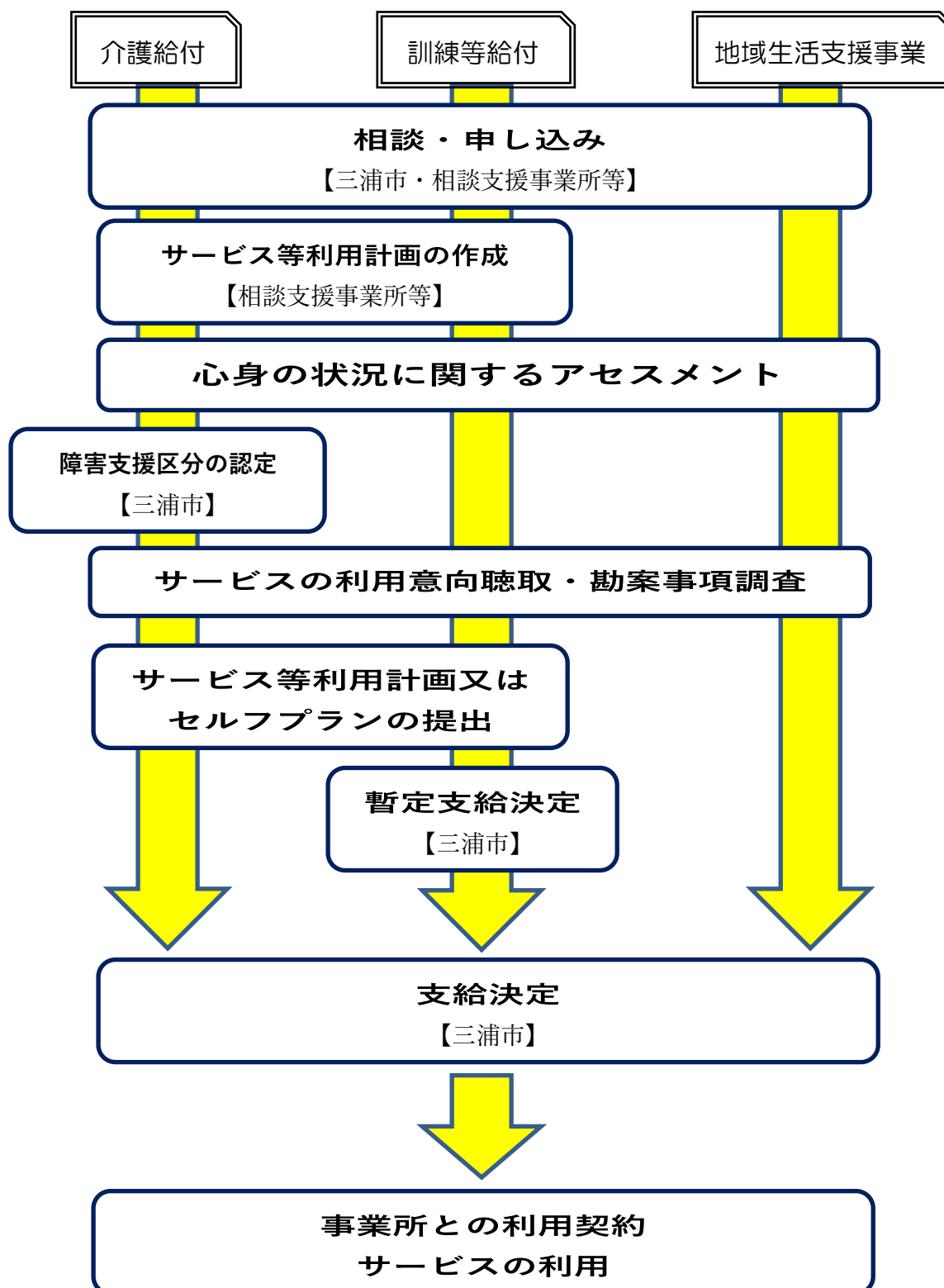
（注 3） 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

● 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 （施設に入所している 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所している 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

	入所施設利用者 (20 歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設（事 業）利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20 歳未満)	医療型施設 利用者
応 能 負 担	利用者負担の月額負担上限額設定					
	高額福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）					医療型 個別減免
			〈就労継続 支援 A 型〉 事業所による 減免措置			
	生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）					
食費・光熱費等	補足給付	補足給付	人件費相当分 減額経過措置		補足給付	

【サービス利用の仕組み】



【手続き】 印鑑、障害や難病等が確認できる書類（障害者手帳、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証等）、所得や収入の確認書類（市民税の課税状況、障害年金等が確認できるもの）、個人番号が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）。詳しくは下記担当窓口までお問い合わせください。

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

(2)児童福祉法によるサービス

【内 容】 サービスの種類はそれぞれ、「障害児通所支援」「障害児入所支援」の2つに分類されます。

● 障害児通所支援（通所サービス） 《市町村》

サービス名称	サービス内容	利用対象
児童発達支援	通所利用の障害児への支援、地域の障害児・その家族を対象とした支援及び保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等を行います。	身体、知的又は精神に障害のある児童（発達障害を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要が認められた場合も対象となります。
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスに加え、必要な医療を提供します。	児童発達支援の利用対象の条件に加え、上肢、下肢又は体幹に障害のある児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児 ※障害児の定義は児童発達支援と同じです。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促します。	保育所や、児童が集団生活を営む施設を利用中又は今後利用する予定の障害児 ※集団生活への適応度から支援の必要性を判断します。発達障害児、その他気になる児童が対象となります。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。	重度の障害等の状態にある障害児であり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童の適切なサービス利用を進めるため、障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。	障害児通所支援を利用する児童

● 障害児入所支援（入所サービス）《県の所管です。》

サービス名称	サービス内容	利用対象
福祉型障害児入所支援	日常生活の指導、知識技能の付与及び被虐待児の保護等を行います。	身体、知的又は精神に障害のある児童（発達障害を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要が認められた場合も対象となります。
医療型障害児入所支援	日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、被虐待児の保護及び治療等を行います。	福祉型障害児入所支援の対象であり、医療の提供が必要な障害児

【利用者負担】利用者負担には、月ごとに上限があり、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、一部サービスでは幼児教育無償化制度が適用されます。詳細はお問い合わせください。

● 負担上限月額

区 分	世 帯 の 収 入 状 況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割 28 万円 (注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ [°] 利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

(注) 収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

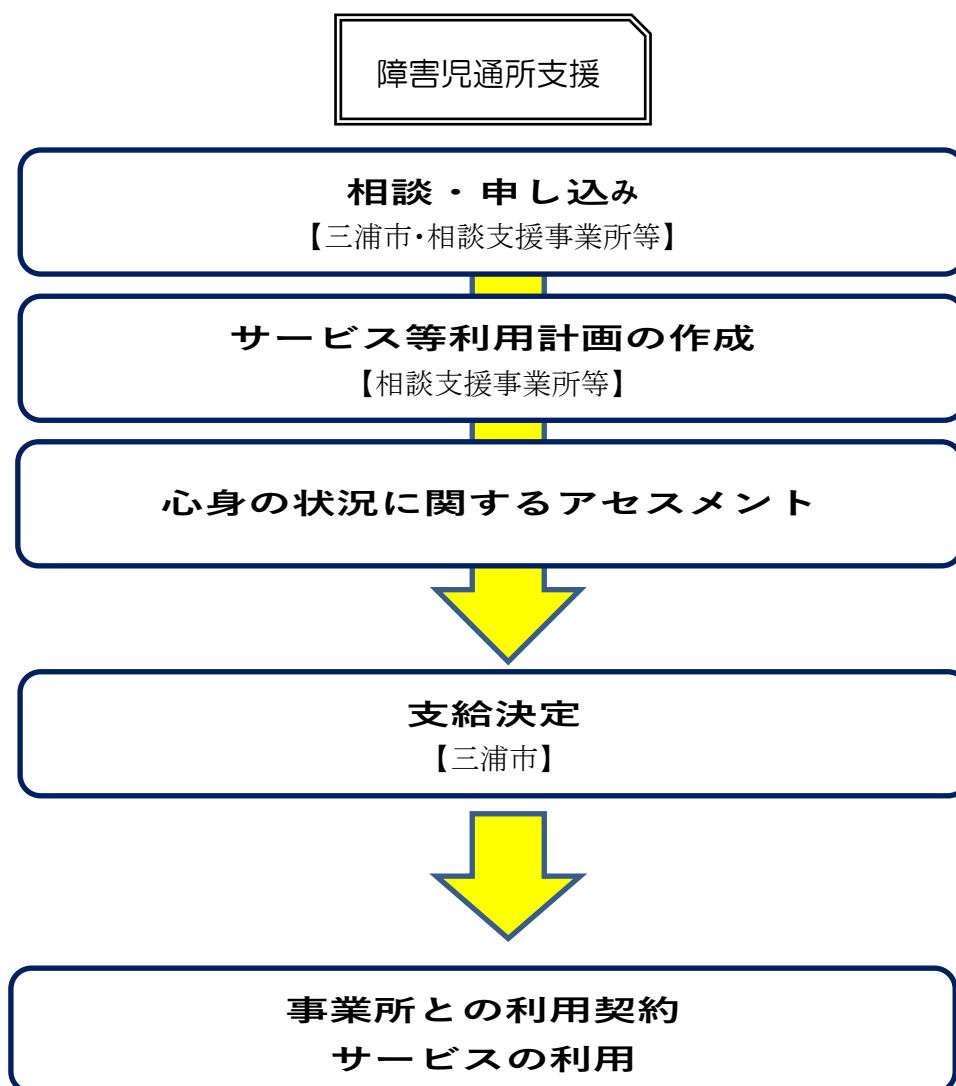
● 多子軽減措置について

市町村民税課税世帯のうち、第 2 子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用者負担上限月額を軽減する制度です。詳細はお問い合わせください。

● 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所している 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所している 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【サービス利用の仕組み】



※障害児入所支援については児童相談所へご相談ください。

【手続き】印鑑、障害や難病等が確認できる書類（障害者手帳、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証等）、所得や収入の確認書類（市民税の課税状況等が確認できるもの）、個人番号が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）。詳しくは下記担当窓口までお問い合わせください。

【窓口】福祉課障害福祉グループ

(3)相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するための計画相談支援や障害のある方から相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。

- 三浦市基幹相談支援センター

【所在地】 南下浦町上宮田 3119

【対 象】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

【開所時間】 平日午前 9 時から午後 5 時まで

☎ 046-888-2131 FAX 046-874-8950

- 相談支援事業所 yell（エール）

【所在地】 南下浦町菊名 1258-3 三浦市社会福祉協議会 安心館

【対 象】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

【開所時間】 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

☎ 046-888-7347 FAX 046-889-1561

- こころの相談センター チームブルー

【所在地】 南下浦町上宮田 3118

【対 象】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

【開所時間】 平日・土曜日午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日は要予約）

☎ 046-874-8500 FAX 046-874-8950

- 相談支援事業所 ビリーブ

【所在地】 栄町 9-4

【対 象】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

【開所時間】 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

☎ 046-884-8855 FAX 046-880-0715

4 医 療

(1)重度障害者医療費の助成等

【内 容】 医療を受けた場合、医療保険の自己負担額を助成します。
ただし、入院中の食事代などについては、助成対象外です。

【対 象】 ①身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
②知能指数 35 以下の方
③身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の方
※平成 26 年 10 月以降に、65 歳以上で新たに上記①～③に該当した方は助成対象外となります。

【その他】 健康保険、住所などを変更した時はお届けください。

【手続き】 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、現在の加入保険が分かる書類（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など）、個人番号（マイナンバー）がわかるもの、医療機関が発行した領収書、預金通帳または口座がわかるもの。その他に公費負担医療証などをお持ちであればご持参ください。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(2)障害認定による後期高齢者医療制度の適用

【内 容】 65 歳以上 75 歳未満の方で下記に該当する方は申請により後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。（医療保険の自己負担割合は所得の状況により 1 割～3 割となります。）

【対 象】 ①身体障害者手帳 1 級、2 級及び 3 級の方
②身体障害者手帳 4 級で
ア 音声機能、言語機能の著しい障害の方
イ 両下肢のすべての指を欠く方
ウ 1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方
エ 1 下肢の機能の著しい障害の方

③療育手帳 A1、A2 の方

④精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方

⑤国民年金法における障害等級 1 級、2 級の方

【その他】 住所などを変更した時や手帳の等級が変わった時はお届けください。

【手続き】 現在の加入保険が分かる書類（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など）、対象者であることを証明できる書類（各種手帳、年金証書など）をお持ちください。

【窓 口】 保険年金課

(3)自立支援医療（更生医療）

【内 容】 生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復したりすることができるよう医療を受けるとき、医療費を助成します。希望する場合は、事前申請が必要です。治療後では、申請はできません。

◎ 代表例を挙げると次のとおりです。

- ① 視 覚 障 害→ 角膜移植術
- ② 聴 覚 障 害→ 外耳の変形、狭窄、閉塞に対する形成術
- ③ 音声言語障害→ 唇顎口蓋裂手術
- ④ 肢 体 不 自 由→ 人工関節置換術、関節形成術、理学療法
- ⑤ 心 臓 障 害→ ペースメーカー埋め込み術、弁口・心室心房中隔に対する手術
- ⑥ 腎 臓 障 害→ 人工透析、腹膜透析、腎移植
- ⑦ 小 腸 障 害→ 中心静脈栄養法
- ⑧ 肝 臓 障 害→ 肝臓移植、移植後の免疫療法

【対 象】 18歳以上の身体障害者手帳を持っている方

【利用者負担】 原則として、医療費の1割を負担していただく制度です。ただし、世帯の所得に応じて、負担上限額が定められます。（一定以上の所得の場合は対象外となります。）

※必要書類等、詳しくは下記の窓口までご連絡ください。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(4)自立支援医療（育成医療）

【内 容】 身体に障害のある18歳未満の児童で、指定医療機関において治療を受け、確実な治療効果が期待できるものに対し、自立支援医療（育成医療）費を支給します。希望する場合は、事前申請が必要です。治療後では、申請はできません。

- 【対象疾患】
- ① 視覚障害によるもの
 - ② 聴覚・平衡機能障害によるもの
 - ③ 音声・言語・そしゃく機能障害によるもの
 - ④ 肢体不自由によるもの
 - ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害によるもの
 - ⑥ 先天性の内臓の機能障害によるもの（⑤に掲げるものを除く。）
 - ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの

※ 内臓機能障害によるものについては、手術により将来生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、内科的治療のみのものは除きます。

【利用者負担】 原則として、医療費の1割を負担していただく制度です。ただし、世帯の所得に応じて、負担上限額が定められます。（一定以上の所得の方は対象外となります。）

※ 必要書類等、詳しくは下記の窓口までご連絡ください。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(5) 県障害者歯科一次医療担当医制度

【内 容】 県歯科医師会長が認定した障害者歯科一次医療担当医が、歯科治療、検診、相談を行います。

● 担当医は、次のとおりです。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
石橋歯科医院	上宮田 3258	046-888-4323
今村歯科医院	栄町 5-2	046-882-0682
大石歯科医院	下宮田 466-1	046-888-1529
初声歯科クリニック	下宮田 489	046-888-6308
鈴木歯科医院	岬陽町 2-30	046-881-7874
西崎歯科医院	上宮田 1098	046-888-4618
三浦歯科医院	上宮田 1486-1	046-888-6481
三上歯科医院	諸磯 50	046-882-1801
まさ歯科クリニック	入江 273-3	046-889-2588

(6) 三浦半島地域障害者歯科診療所（二次医療）

【対 象】 障害児者。ただし、治療困難で、入院等を要する方は対象外です。

【予約受付】 火曜日・木曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
電話予約により受け付けています。 ☎ 046-823-0055

【診療日時】 毎週火曜日、木曜日の午後 1 時から 5 時まで
(祝日、お盆・年末年始は除く)

【場 所】 横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 2 F

【その他】 緊急の場合は相談下さい。駐車場があります。

(7) 専門的医療機関

名 称	説 明	所 在 地	電話番号
国立箱根病院	進行性筋萎縮症者療養機関	小田原市風祭 412	0465-22-3196
神奈川 リハビリテーション病院	リハビリテーション医療	厚木市七沢 516	046-249-2612 (総合相談室)
AOI 七沢 リハビリテーション病院	リハビリテーション医療	厚木市七沢 1304	046-402-5511
県立こども医療センター	障害児の医療	横浜市南区 六ツ川 2-138-4	045-711-2351
神奈川歯科大学附属病院	障害児の歯科医療	横須賀市小川町 1-23	046-822-8810

5 手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当

- 【支給額】 手当は、4月、8月、11月の年3回、各4か月分ずつ支給します。
- 1級 月額 56,800円
 - 2級 月額 37,830円 ※令和7年4月1日現在
- 【対象】 政令で定める程度以上の身体障害又は知的障害の状態等にある20歳未満の児童を監護している父、又は母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- 【その他】 次の場合には手当が受けられません。
- 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき
 - 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
 - 児童が障害を理由として公的年金を受給することができるとき
- ※ 父母や扶養義務者の前年の所得が一定額以上のときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給は停止されます。
- 【手続き】 児童の障害状態により手続きが異なりますので、詳しくは子ども課までお問い合わせください。
- 【窓口】 子ども課

(2) 児童扶養手当

- 【支給額】 手当は支給月の前月までの各2か月分を奇数月に支給します。
- 児童1人は、月額46,690円から11,010円。（その児童を監護する父もしくは母などの前年の所得額に応じて月額が変動します。）
 - 児童2人目は、月額で11,030円から5,520円を加算します。
- ※ 令和7年4月1日現在
- 【対象】 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方または20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある方）を監護している母または父、もしくは母または父に代わって児童を養育している方
- 【その他】 次の場合は手当が受けられません。
- 児童が福祉施設などに入所しているとき
 - 公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給していて、年金額が手当額より高いとき（年金額が手当額より低い場合、その差額分を支給します。）
- ※ 母もしくは父などの前年の所得が一定額以上のときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の支給は停止されます。
- 【手続き】 申請の事由により手続きが異なりますので、詳しくは子ども課までお問い合わせください。
- 【窓口】 子ども課

(3)障害基礎年金（国民年金）

【内 容】 障害基礎年金は、その障害になったことにより、日常生活に支障をきたす場合、請求することにより支給されます。

【対象および支給要件】 次の3つの条件がそろえば支給されます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日(障害の原因となった傷病で初めて病院にかかった日)において、国民年金の被保険者であるとき、または被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。ただし、老齢基礎年金を受給している方を除きます。
- ② 原則として、初診日の前々月までの年金加入期間に3分の1以上の未納がないこと（特例として、直近一年間保険料を納付期限内に納付していれば、納付要件として認められます。）
- ③ 認定日において、障害の程度が国民年金法における障害等級1級・2級の重度の障害と認められること（身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。）

※ 障害認定日(初診日より1年6か月経過した日、または症状が固定した日)に、障害等級表で定める障害の状態になかった方が、その後65歳になるまでの間にその障害が悪化し、障害等級表で定める障害の状態になったときは、請求により障害基礎年金が支給されます。ただし、20歳到達前からの傷病による障害や、昭和36年以前からの傷病による障害でも、請求できる場合があります。

【子の加算】 受給者によって生計を維持されている18歳未満の子、又は20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がある場合に加算されます（配偶者がいる場合、児童扶養手当額と比較して有利な方を選択できます）。

【窓 口】 保険年金課（国民年金の場合は対応可）

横須賀年金事務所 ☎ 046-827-1251

※傷病の初診日が厚生年金加入期間にある場合は、横須賀年金事務所（☎ 046-827-1251）へお問い合わせください。

(4)特別障害給付金（国民年金）

【内 容】 国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない場合は、請求により給付金が支給されます。

【対 象】 次の①または②に該当し、かつ、その下の条件を満たしている方

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

※任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

【窓 口】 保険年金課

(5)特別障害者手当

- 【内 容】 日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者（20 歳以上）に、所得保障の一環として支給します。ただし、病院又は、診療所に継続して3か月以上入院、施設に入所している場合は、資格喪失となります。
- 【支給額】 手当の支払いは、5月、8月、11月、2月の年4回、各3か月分ずつ支給します。
- 月額 29,590 円 ※令和7年4月1日現在
- 【対 象】 特別障害者手当障害程度認定基準に該当する方（国民年金1級程度の障害が重複するなど、著しく重度の障害の状態である方）
- 【その他】 所得制限があります。
- 【手続き】 印鑑、特別障害者手当認定診断書、身体障害者手帳、源泉徴収票等、銀行預金通帳など
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(6)障害児福祉手当

- 【内 容】 日常生活に常時の介護を要する在宅の重度障害児（20 歳未満）に、その障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として支給します。ただし、傷病による障害を支給事由とする他の公的年金を受けているか、施設に入所している場合は、資格喪失となります。
- 【支給額】 手当の支払いは5月、8月、11月、2月の年4回、各3か月分ずつ支給します。
- 月額 16,100 円 ※令和7年4月1日現在
- 【対 象】 障害児福祉手当障害程度認定基準に該当する方
- 【その他】 所得制限があります。
- 【手続き】 印鑑、障害児福祉手当認定診断書、身体障害者手帳、源泉徴収票等、銀行預金通帳など
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(7)神奈川県在宅重度障害者等手当

- 【内 容】 基準日（支給年度の8月1日）時点で下記①～⑤の全ての要件を満たす方
- ① 障害要件 次の1または2にあてはまる方
1. 次の3つのうち2つ以上にあてはまる方
- 身体障害者手帳1級または2級を交付された方
- 療育手帳A1またはA2の判定を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方
2. 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方
- ② 在住要件 基準日時点で6か月以上神奈川県内に継続して住んでいる方
- ③ 在宅要件 基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に、継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方
- ※ 医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当それぞれの基準を用います。
- ④ 年齢要件 次のうち、1つでもあてはまる方

- 1 65 歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方
- 2 65 歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方
- 3 65 歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障害者と判定された方
- 4 65 歳よりも前に特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方

⑤ 所得要件

手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方

※ 基準となる額は、20 歳以上の者については特別障害者手当の基準を、20 歳未満の方については障害児福祉手当の基準をそれぞれ用います。

【支給額】 手当の支払いは年に 1 回、1 月に支給します。

● 年額 60,000 円 ※令和 7 年 4 月 1 日現在

【手続き】 身体障害者手帳、銀行通帳など

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

(8) 神奈川県心身障害者扶養共済制度

【内 容】 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

【対 象】 身体障害者（1 級から 3 級）、知的障害者の保護者で、次の①～③を満たしている方

①県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に住んでいる方

②加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢が満 65 歳未満の方

③特別の疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方

【手続き】 印鑑、家族全員の住民票（外国人の方は登録済証明書）、身体障害者手帳又は療育手帳、申込者告知書、年金管理者指定届出書（障害者が年金を管理することが困難な場合に、加入者が年金管理者を指定し届けます。）

【年金の給付】 加入者が死亡又は著しい障害のある状態となったとき、その月から障害のある方に毎月 2 万円（2 口加入の場合は 4 万円）の年金が支給されます。

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

6 公共料金等の減免等

(1) バス運賃の割引

【内 容】 次の通り割引になります。

割引乗車券類		割 引 率	
		本 人	介護者
普通乗車券	単独用（第2種）	5 割	5 割
	介護付用（第1種）	5 割	
定期乗車券	単独用（第2種）	3 割	3 割
	介護付用（第1種）	3 割	

● 割引の対象範囲／第1種・第2種区分表

障 害 \ 手 帳		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚							
聴 覚							
平 衡							
音声・言語・そしゃく							
上 肢							
下 肢							
体 幹							
内部	ぼうこう・直腸						
	上記以外						
知的障害		療 育 手 帳					
		A1	A2	B1	B2		
		第1種障害者 介護者も割引対象					
		第2種障害者 本人のみ割引対象					

【対 象】 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方

【その他】 ①単独でバスを利用する場合、身体障害者手帳及び療育手帳を提示するだけで（運賃割引証不要）上記の割引制度が適用されます。

②介護付割引は運賃割引証が必要です。

*第1種障害者の方向けの IC カードの発行ができます。詳細は鉄道・バス各事業所へお問い合わせください。

【手続き】 印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳

※バス会社により内容・取り扱いが異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(2) JR・京浜急行等運賃の割引

【内 容】 次の通り割引されます。

種 別	乗 車 券	割 引 内 容	割引率
第1種	単 独	普 通	5 割
	介 護 者 1 名 まで	普 通	
		回 数	
		急 行	
		定 期	
第2種	単 独	普 通	5 割
		定 期	

【対 象】 身体障害者手帳または療育手帳を持っている方

【手続き】 駅の窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示。なお、12 歳以上の第1種手帳保持者が介護者とともに 100 km までの区間を乗車する場合には、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能（有人改札利用）。
* 第1種障害者の方向けの IC カードの発行ができます。詳細は鉄道・バス各事業所へお問い合わせください。

(3) 横浜市営地下鉄等の運賃割引

【内 容】 JR 運賃にほぼ準じた取扱がなされています。なお、横浜市営地下鉄、シーサイドラインには、単独利用の場合でも距離の制限はありません。

【対 象】 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方

【手続き】 窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示（又は自動券売機で小児乗車券を購入し改札口で手帳を提示）。鉄道会社により内容・取扱が異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

【窓 口】 各駅の乗車券販売窓口

(4) タクシー料金の割引

【内 容】 タクシーに乗車した際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示していただくと、料金が1割引となります。

【対 象】 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方

(5)福祉タクシー助成事業

【内 容】 タクシー利用券（助成額 500 円）を毎月 3 枚（年間 36 枚）を限度に交付します。（申請月により交付枚数が異なります）利用できるタクシーは、「神奈川県タクシー協会」又は「神奈川県個人タクシー連合会」に加盟しているタクシー及び、三浦市と直接契約を行っているタクシーです。

【対 象】 ● 身体障害者で、下肢障害、体幹機能、片半身障害（下肢と上肢又は体幹機能の重複障害のある方）、視覚障害の程度が 2 級以上の方、及び上肢障害、内部障害の程度が 1 級の方

● 療育手帳の A1、A2 の方、又は知能指数が 35 以下の方

※ ただし次の方は利用できません。

◇ 施設に入所している方

◇ 医療機関に入院している方

◇ 障害者が利用する自動車税種別割、軽自動車税（種別割）が減免されている方

【その他】 ① 1 回につき 3 枚まで使用できます。

② タクシーの運転手に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

【手続き】 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(6)国内航空運賃の割引

【内 容】 運賃が割引になります。割引運賃額は事業者又は路線等によって異なりますので、各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。

【対 象】 満 12 歳以上の身体障害者、知的障害者及び介護者（1 名）

(7)旅客船運賃の割引

【内 容】 身体障害者、知的障害者及び介護者の運賃がおおむね 5 割引になります。ただし、フェリー会社により割引の範囲が異なりますので、直接フェリー会社にお問い合わせください。

【対 象】 身体障害者、知的障害者

(8) 有料道路通行料金の割引

【内 容】 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社などの有料道路通行料金が半額になります。

【対 象】 身体障害者手帳又は療育手帳 A を持っている方

【適用範囲】 ① 本人が運転する場合（身体障害者第 1 種、第 2 種の方）（療育手帳は対象外）

② 本人以外の方が運転し、本人が同乗している場合、身体障害者又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害がある方（第 1 種の方）

【適用車両】 乗用自動車、貨物自動車（ライトバンなど）、身体障害者輸送車、キャンピング車。ただし営業用の自動車、軽トラックを除きます。

【車の所有者】 本人、配偶者や親族等

【手続き】 ● ETC を利用しない場合又は自動車登録をしない場合

- ・身体障害者手帳又または療育手帳
- ・運転免許証（障害者本人が運転される場合のみ）

● ETC を利用する場合は上記 2 点に加えて以下のものをお持ちください。

- ・車検証
- ・ETC カード（原則障害者本人名義のもの）＊
- ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書＊

＊については更新の際、情報に変更がない場合は不要です。

●オンライン申請の受付が始まりました。詳細は以下へお問い合わせください。

有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233（平日 9：00～17：00）

●マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(9) 駐車場や駐輪場の減免

【内 容】 三浦市で指定管理者制度を導入している駐車場や自転車等駐車場の減免の制度があります。

● 三浦市油壺駐車場

利用時に障害者手帳を提示すると、駐車料金が無料になります。

● 三崎口駅第 1 自転車等駐車場

● 三崎口駅第 2 自転車等駐車場

● 三浦海岸駅第 1 自転車等駐車場

利用時に障害者手帳を提示すると利用料が無料になります。係員が駐在していない時間帯もありますので、事前に三浦市 S&C パーキング共同事業体（☎0120-974-362）へご確認をお願いいたします。

(10) 県立文化施設の入場料の減免

【内 容】 県立施設に無料で入場できます。

【対 象】 身体障害者手帳または療育手帳を持っている方

(11) NHK放送受信料の免除

【内 容】 次の通り免除されます。

【対 象】 半額免除

● 世帯主が視覚障害または聴覚障害の手帳を持っている場合

● 世帯主が重度の障害者手帳を持っている場合

全額免除

● 身体障害者手帳・療育手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が非課税の場合

【手続き】 NHK放送免除の証明書を直接郵送

【送付先】 〒211-8790 川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 6F

NHK営業サービス株式会社 神奈川事業所

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ（ただし、生活保護世帯は生活保護グループ）

(12) 盲人用郵便物の無料配達

【内 容】 次のとおり郵便料が無料（※）になります。

【対 象】 盲人用点字郵便、盲人用録音郵便（表面左上部に盲人用と記載し開封扱いにする）

【窓 口】 郵便局

※ 大きさ、重さ等に制限がありますので、詳しくは郵便局へお問い合わせください。

(13) 携帯電話料金の割引

【内 容】 身体障害者及び知的障害者に対し携帯電話基本使用料等が割引になります。ただし、携帯電話会社により割引の範囲や手続方法等が異なりますので、詳しくは直接各携帯電話会社にお問い合わせください。

【対 象】 身体障害者手帳及び療育手帳所持者

7 税の控除及び減免

(1) 所得税の障害者控除

【内 容】 本人、配偶者、扶養家族が障害者である場合、所得税額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

※ 控除の金額については担当窓口にてお問い合わせください。

- 【対 象】 ● 障害者控除（身障 3 級～6 級 知能指数 75 以下の方等）
● 特別障害者控除（身障 1 級、2 級 知能指数 35 以下の方等）
● 配偶者、扶養者が同居の特別障害である場合の配偶者控除及び扶養控除

【窓 口】 横須賀税務署、ただし会社等で源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当

(2) 市民税・県民税の障害者控除

【内 容】 本人、配偶者、扶養家族が障害者である場合、市民税・県民税の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

※ 控除の金額については担当窓口にてお問い合わせください。

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方。及び、配偶者、扶養家族が上記の手帳等をお持ちの方。

【窓 口】 税務課住民税グループ、ただし、会社等で年末調整されている場合は勤務先の給与担当

(3) 相続税の障害者控除

【内 容】 相続人が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

※ 控除の金額については担当窓口にてお問い合わせください。

- 【対 象】 ● 障害者控除（身障 3 級～6 級 知能指数 75 以下の方等）
● 特別障害者控除（身障 1 級、2 級 知能指数 35 以下の方等）

【窓 口】 横須賀税務署 ☎ 046-824-5500

(4) 個人事業税の減免

【内 容】 次のとおり免除されます。

①について、事業税は非課税になります。

②について、5,000 円を限度として事業税が減免になります。

- 【対 象】 ① 両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害者があんま、はり、きゅう、マッサージ、その他医療に類する事業を個人で営む場合
② 1 級から 4 級までの身体障害者が個人で事業を営む場合

【窓 口】 横須賀県税事務所 神奈川県横須賀合同庁舎 1 階 ☎ 046-823-0210

(5)自動車税及び軽自動車税の環境性能割・自動車税種別割の減免

【減免額】 ● 自動車税及び軽自動車税の環境性能割
課税標準額（自動車の取得価額）で 300 万円（税率が 3 % の場合、税額で 9 万円）を限度として減免します。

● 自動車税種別割
年額で 45,400 円を限度として減免します。

【内 容】 ① 次の対象の方が所有し、運転する自動車
② もっぱら次の対象の方が乗るために本人または生計を同一にする方が所有し、その方が運転する自動車
③ 次の対象の方で、障害者のみの世帯であり、本人が所有し、常時介護する人が運転する自動車
①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税及び軽自動車税の環境性能割が減免されます。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

【対 象】 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、次の表に掲げる障害の級別に該当する障害を有する方または次の表に掲げる知的障害者

障害の区分		障害の級別
視覚		1 級から 3 級まで、4 級の 1
聴覚		2 級、3 級
平衡機能		3 級、5 級
音声機能又は言語機能		3 級
上肢		1 級、2 級
下肢		1 級から 7 級まで
体幹		1 級から 3 級まで、5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1 級、2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1 級から 7 級まで
心臓機能		1 級、3 級、4 級
じん臓機能		1 級、3 級、4 級
呼吸器機能		1 級、3 級、4 級
ぼうこう又は直腸の機能		1 級、3 級、4 級
小腸の機能		1 級、3 級、4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1 級から 4 級まで
肝臓機能		1 級から 4 級まで
知的障害者		療育手帳 A（A1、A2）

【手続き】 障害者手帳、運転免許証、車検証など

【備考】 ア ①～③の「所有」は、リース車を除く自家用車に限ります。
イ ②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類(所得税確定申告書の控えなど)も必要です。

ウ 障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする方が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週1日以上使用していることが証明されたものに限りです。

エ ③の場合、必要書類については県税事務所にお問合せください。

オ 複合障害の場合で障害の区分、級別が判明できない場合は、県税事務所にお問い合わせください。

【窓 口】 横須賀県税事務所 神奈川県横須賀合同庁舎 1 階 ☎ 046-823-0210

(6)軽自動車税（種別割）の減免

【内 容】 次の対象のうち、本人が所有し、本人が運転する軽自動車等、障害者のみの世帯で常時介護する方が運転する軽自動車等と、もっぱら次の対象の方のために本人又は同居の家族（障害者の住所からおおむね半径 2 km 以内に住んでいる親族も対象）が所有し、その家族が運転する軽自動車等の軽自動車税（種別割）が減免されます。

【対 象】 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、自動車税及び軽自動車税の環境性能割・自動車税種別割の減免の表に掲げる級別に該当する障害を有する方又は知的障害者

【申請期間】 毎年 5 月（納付する前に申請してください）

【必要書類】 納付書、身体障害者手帳又は療育手帳、運転される方の運転免許証、納税義務者のマイナンバーがわかるもの、車検証の写し、もっぱら障害者のために軽自動車を使用している事実が確認できる書類（病院等の診察券及び医療費の領収証、又は医療証、学生証などの書類の写しや通院・通学証明書）

【注 意】 タクシー券の交付を受けている方、神奈川県から自動車税種別割の減免を受けている方は軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。

【窓 口】 税務課収納グループ

(7)贈与税の非課税

【内容・対象】 特別障害者（1 級及び 2 級、又は、知能指数 35 以下の者等）を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000 万円までは贈与税の課税価格に算入されません。

【窓 口】 横須賀税務署 ☎ 046-824-5500

8 作業・訓練等

(1)心身障害児生活訓練会

- 【内 容】 基本的な生活習慣の習得と集団生活への適応訓練等を行います。
- 【対 象】 発達に遅れがある乳幼児等とその保護者
- 【場 所】 三崎町六合 32 三浦合同庁舎 1 階
- 【窓 口】 子ども課

(2)巡回リハビリテーション事業

- 【内 容】 県立総合療育相談センターの医師、看護師、理学療法士などにより医学的指導や訓練、補装具の相談などを行います（年 2 回）。
- 【場 所】 三崎町六合 32 三浦合同庁舎
- 【窓 口】 子ども課

(3)神奈川障害者職業能力開発校

- 【内 容】 障害者が産業界に入って自力で生活していけるようにその適性に応じた訓練を行います。
- 【訓練科目】 機械エンジニア、機械 CAD、IT エキスパート、IT サポート、グラフィックデザイン、ビジネスサポート(視覚障害者対象)、ビジネスキャリア、総合実務
- 【訓練期間】 機械エンジニア、IT エキスパートは 2 年、その他は 1 年。寮があります。公共職業安定所の受講指示を受けた方は訓練手当があります。
- 【窓 口】 公安職業安定所

名 称	所在地	電話番号	最 寄 駅
神奈川障害者職業能力開発校	相模原市南区桜台 13-1	042-744-1243	小田急相模原駅からバスにて 国立相模原病院下車

9 職 業

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

【内 容】 障害者の職業紹介を、職業相談員がケースワーク方式によって、職業の斡旋^{あつせん}から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

【場 所】 横須賀市平成町 2-14-19 ☎ 046-824-8609

(2) よこすか就労援助センター

【内 容】 就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職業定着に必要な援助を行っています。また、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、職業面と生活面の一体的な支援を行っています。

【対 象】 就労を希望する、または在職中の障害者

【場 所】 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階 ☎ 046-820-1933

【その他】 来所の際は、事前連絡が必要になります。

(3) 三浦市出張職業相談

【内 容】 就職相談・職業相談・職業紹介を行っています。

※ 求人に関する相談は行いません。

【対 象】 新卒者以外であればどなたでもご利用いただけます。

【日 時】 原則毎月第 2 金曜日午後 12 時 30 分から午後 4 時（午後 3 時 30 分受付終了）

【場 所】 三浦市勤労市民センター 1 階 職業相談室

【窓 口】 もてなし課

公共職業安定所（ハローワーク横須賀） ☎ 046-824-8609

(4) 神奈川能力開発センター

【内 容】 職業能力開発促進法による認定職業訓練（総合加工技術科、施設管理技術科、物流販売技術科）を 2 年間行います。

【対 象】 義務教育修了者であって県立総合療育相談センター等で知的障害者と判定された方

【場 所】 伊勢原市日向 496 ☎ 0463-96-4555

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク横須賀）

10 補装具・日常生活用具等

※介護保険と重複する制度については、原則介護保険優先となります。

(1) 補装具の交付・修理

- 【内 容】 次の補装具の交付と修理が受けられます。交付、修理を希望する場合は、事前申請が必要です。製作（購入）後では、申請はできません。
- 【種 類】 義手、義足、補装具、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具等（ は 18歳未満のみ）
- 【対 象】 補装具が必要と認められた、身体障害者手帳所持者及び難病患者
- 【その他】 交付には、県立総合療育相談センター等の判定が必要な場合があります。世帯の所得状況により自己負担の上限額を定めます。
- 【手続き】 印鑑、身体障害者手帳、見積書、判定意見書、市民税所得割の金額が確認できるもの（非課税世帯の場合は、本人の収入金額が確認できるもの）、個人番号が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(2) 身体障害者巡回更生相談事業

障害者の便宜を図るため、次のとおり更生相談会を実施しています。希望者は、あらかじめ福祉課障害福祉グループへ申し込んでください。

- 【内 容】 県立総合療育相談センターの医師等による相談と補装具の交付、修理などを行います。
- 【対 象】 肢体障害のため補装具の交付・修理を希望する方
- 【場 所】 横須賀市総合福祉会館 5階
- 【その他】 毎月第1水曜日。ただし、第1水曜日が祝日の場合は翌週の水曜日。

(3) 日常生活用具の給付

- 【内 容】 日常生活用具の給付を受けることができます。給付を希望する場合は、事前申請が必要です。購入後の申請はできません。品目等詳細については下のQRコードからホームページをご参照ください。
- 【対 象】 日常生活用具が必要と認められた、身体障害者手帳所持者及び難病患者
- 【その他】 世帯の所得状況により自己負担の上限額を定めます。
- 【手続き】 印鑑、身体障害者手帳若しくは特定疾患医療受給者証等、見積書、市民税所得割の金額が確認できるもの（非課税世帯の場合は、本人の収入金額が確認できるもの）
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ



11 障害者関係団体など

団体名	内容	備考
三浦市身体障害者福祉協会	会員の親睦と福祉の増進を図る会	
三浦腎友会	会員の親睦を深め、福利厚生と社会的・経済的諸条件の向上を図る会	
三浦市手をつなぐ育成会	知的障害のある方たちが、地域で必要な支援を得ながら、生涯その人らしく当たり前に暮らし続けていけるよう、本人及び家族を支援していくことを目的とする会	
三浦市聴覚障害者協会	会員相互の親睦を深め、福祉増進を図る会	
三浦市手話サークル ともしび会	手話の学習と、聴覚障害者と皆さんとの交流会 開催曜日：金曜日 開催時間：午後7時～8時30分	
みなみ手話サークル	手話の学習と、聴覚障害者と皆さんとの交流会 会 場：チェル Sea みうら 開催曜日：第1～第3水曜日（原則） 開催時間：午前10時～正午	ボランティア 団体
初声手話サークル	手話の学習と、聴覚障害者と皆さんとの交流会 会 場：初声市民センター 開催曜日：第2～第4土曜日 開催時間：午前10時～正午	ボランティア 団体
ひばりの会	視覚障害者への朗読活動を行う会 会 場：初声市民センター 開催曜日：第2、第4金曜日 開催時間：午前10時～午後3時30分	ボランティア 団体

12 社会生活

※介護保険と重複する制度については、原則介護保険優先となります。

(1) 重度身体障害者訪問入浴サービス

- 【内 容】 訪問入浴車により、訪問入浴サービスを月 4 回まで行います。
- 【対 象】 原則 18 歳以上の在宅の重度身体障害者で、家庭における入浴が困難であり、医師が訪問入浴を適当と認めた方
- 【手続き】 印鑑、障害者手帳
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(2) 住宅設備改良費助成

- 【内 容】 浴室、便所、玄関、台所などを障害者に適するよう改良するための費用を、80 万円を限度として助成します。
- 【対 象】 ① 身体障害者 1 級または 2 級の方
② 知能指数が 35 以下の方
③ 身体障害者 3 級で、知能指数 50 以下の方
- 【手続き】 身体障害者手帳、改良工事見積書、図面、印鑑、源泉徴収票等
- 【その他】 ● 世帯の市民税の課税状況により助成額が変わります。
● 申請は必ず工事着手前に行ってください。
● 借家の場合は家主の承諾書が必要です。
● 上記の内容以外にも対象となる工事があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(3) 社会福祉施設等通所交通費補助

- 【内 容】 訓練等のため施設や地域作業所に通所した方に交通費の 2/3 を補助します。ただし、計算上、一月の自己負担（交通費の 1/3）の額が 3,000 円を超える場合は、自己負担の額は 3,000 円とします。

《補助額の計算例》

- 一月の交通費が、3,000 円の場合、2,000 円を補助
- 一月の交通費が、9,000 円の場合、6,000 円を補助
- 一月の交通費が、15,000 円の場合、12,000 円を補助
(交通費の 1/3 が 5,000 円となるので自己負担 3,000 円)

- 【対 象】 社会福祉施設等通所者
- 【手続き】 印鑑、振込先がわかるもの
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

(4)障害者のための国際シンボルマーク

【連絡先】 詳細については、日本障害者リハビリテーション協会へ
〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 ☎ 03-5273-0601



(5)ヘルプマーク

【内 容】 義足や人工関節を利用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

【窓 口】 福祉課障害福祉グループ



(6)駐車禁止除外許可

【内 容】 駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）に必要最低限度の範囲で駐車できます。

【対 象】 身体障害者で歩行困難な方、又は知的障害者で歩行困難な方で本人又は介護者が運転するとき

【手続き】 身体障害者手帳又は療育手帳、交付を受ける方の住民票（3ヶ月以内に交付されたものに限る、コピーで可）

【窓 口】 三崎警察署交通課 ☎ 046-881-0110 三崎町六合 3

(7)かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

【内 容】 障がいのある方や、要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

【対 象】 詳細は神奈川県にお問い合わせください。

【手続き】 詳細は神奈川県にお問い合わせください。

【窓 口】 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 ☎ 045-210-4804

(8)郵便等による不在者投票

【内 容】 自宅等で郵便等により投票できる制度です。

【対 象】 ① 身体障害者手帳の障害の程度が次のいずれかの方

● 両下肢、体幹、移動機能の障害…1級又は2級

● 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害…1級又は3級

● 免疫及び肝臓の障害…1級～3級

② 戦傷病者手帳の障害の程度が次のいずれかの方

● 両下肢、体幹の障害…特別項症～第2項症

● 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害…特別項症～第3項症

③ 介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

【手続き】 ① 投票に先立って、選挙管理委員会へ身体障害者手帳等を提示し、「郵便等投票証明書」の交付を申請してください。

② 投票の際、「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙を請求してください。

選挙管理委員会より投票用紙をご本人あてに郵送しますので、投票用紙に記入し、選挙管理委員会へ投票用紙を返送してください。

【代理記載】 郵便等による不在者投票の対象者で、さらに次の要件に該当する方は、代理記載人に、投票に関する記載をさせることができます。郵便等投票証明書の交付申請とあわせて申請してください。

● 身体障害者手帳の上肢もしくは視覚の障害…1級

● 戦傷病者手帳の上肢もしくは視覚の障害…特別項症～第2項症

※上記の基準を満たしていても、郵便等投票制度の対象となる基準を満たしていなければ、この制度は利用できません。

【窓口】 選挙管理委員会事務局 ☎ 046-882-1111

(9)身体障害者用自動車改造費助成

【内容】 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル、クラッチなどを改造するための費用を、10万円を限度として助成します。

【対象】 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改良することにより、社会参加が見込まれる身体障害者。ただし、所得制限があります。

【手続き】 印鑑、身体障害者手帳、見積書、車検証、運転免許証、源泉徴収票等
※ 申請は必ず改造前に行ってください。

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

(10)自動車運転訓練費の補助

【内容】 県公安委員会指定の自動車教習所で訓練を受けた費用の3分の2以内を補助します。ただし、10万円を限度とします。

【対象】 市内に住所を有する方、または市外に住所を有する方であって、三浦市が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証の交付または障害福祉サービスの支給決定を行った身体障害者で、運転免許の取得により社会参加が見込まれる方

【手続き】 印鑑、身体障害者手帳、源泉徴収票等

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

(11)手話通訳者・要約筆記者の派遣

【内容】 各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者・要約筆記者を派遣します。申請方法等の詳細は担当へお問い合わせください。

【対象】 市内に住所を有する聴覚障害者

【窓口】 福祉課障害福祉グループ

(12)手話通訳者設置

- 【内 容】 市役所等への手続き、相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者を設置しています。
- 【対 象】 手話により意思疎通のできる聴覚障害者等
- 【設置日】 毎週火曜日 午後1時～午後5時
- 【設置場所】 福祉課障害福祉グループ（窓口）

(13)緊急通報FAX用紙の配布

- 【内 容】 聴覚障害をはじめとするコミュニケーション障害を持つ方を対象に、緊急通報FAX用紙を配布しています。火事や病気の際、消防車や救急車に来て欲しい時に利用できます。
- 【配布場所】 横須賀市消防局指令課

(14)NET 119サービス

- 【内 容】 聴覚障害のある方など、音声による緊急通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンで消防に緊急通報を行うことができます。
- 【対 象】 市内に在住、在勤又は在学する方で、次のいずれかに該当する方
- 聴覚障害のある方
 - 音声・言語・そしゃく機能障害のある方
 - その他、音声による緊急通報に不安のある方
- 【利用方法】 サービスを利用する場合は登録申請が必要です。
携帯電話又はスマートフォン、自宅住所を確認できるもの（住民票、免許証など）、障害者手帳（障害者手帳がなくても登録できますが、登録の時に、必要な理由をお申し出いただきます。）
- 【窓 口】 横須賀市消防局 指令課 ☎046-821-6499
福祉課障害福祉グループ

(15)補助犬の給付

- 【内 容】 視覚障害者、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい障害のある方で、所定の訓練を経て使用が適当であると認められた方に補助犬を給付します。訓練等にかかる自己負担があります。また、給付には事前協議が必要です。
- 【窓 口】 神奈川県障害福祉課社会参加推進グループ ☎ 045-210-4709

(16) 青い鳥はがきの配布

- 【内 容】 身体障害者福祉強調運動にちなみ、毎年4～5月にかけて郵便局へ申し込むことで、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがき20枚を封入したものが配布されます。
- 【対 象】 身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A1、A2の方
- 【窓 口】 最寄りの郵便局（簡易郵便局は除く）

(17) 県営住宅への入居

- 【内 容】 一般の申込者よりも当選率が優遇されます。募集期間は県の広報等に掲載されます。
- 【対 象】 現在同居し、又は同居しようとする家族に次の方がいる世帯
- 身体障害者1級から4級までの方
 - 知的障害者A1、A2、B1、B2と判定された方
- 【その他】 世帯の収入金額等、申し込み資格に制限があります。
- 【窓 口】 かながわ土地建物保全協会 ☎ 045-201-3673

(18) 県営住宅家賃の減免

- 【内 容】 入居している住宅の基本家賃が減免となります。
- 【対 象】 県営住宅へ入居しており、一定額以下の収入で、次の方がいる世帯
- 身体障害者1級から4級までの方
 - 知的障害者A1、A2、B1、B2と判定された方
- 【その他】 障害の等級により減免率が異なります。
- 【窓 口】 かながわ土地建物保全協会 ☎ 045-201-3673

(19) 三浦市避難行動要支援者名簿への登録

- 【内 容】 消防機関や警察、三浦市区長会などの避難支援等の実施に携わる関係者から、災害時における避難行動の支援を受けられるようになります。
- 【対 象】 次のいずれかに該当する方
- ① 1級または2級の身体障害者手帳を所持している方
 - ② A判定の療育手帳を所持している方
 - ③ 65歳以上の一人暮らしの方で自立歩行が難しい方等
- 【注 意】 ● ①、②の方の情報については、同意の有無にかかわらず、災害時提供用の名簿に登録され、災害時にはその情報が避難支援者等に提供されます。ただし、平常時には同意いただいた方の情報のみが提供されます。
- 同意によって、災害時の避難行動支援が必ずなされることを保証するものではありませんのでご了承ください。
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ・総務グループ

(20)福祉有償運送

【内 容】 高齢者や障害者など公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院や通所、レジャーを目的に有償で行う送迎サービスです。福祉有償運送事業は、NPO 等の非営利法人が行います。

【対 象】 下記の方で、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

- 介護保険法で「要介護」「要支援」の認定を受けている方
- 身体障害者
- その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害、その他の障害を有する方

【利用方法】 実施団体への会員登録が必要になります。登録については、団体ごとに入会金、会費、利用料金、利用日時などに違いがありますので、詳細につきましては、下記団体へお問合せください。

【市内の福祉有償運送実施団体】 特定非営利活動法人 歩(あゆみ)

所在地：南下浦町上宮田 898- 5 ☎046-888-8375

(21)公共施設等の整備

【内 容】 障害者への生活整備の設備として次の公共施設等があります。

施 設	設 備
市 役 所	本館入口のスロープ化と自動ドア、点字ブロック、専用駐車場、車椅子用トイレ、オストメイト対応トイレ、分館入口のスロープ化と自動ドア、車椅子用トイレ、第2分館入口のスロープ化
三浦市老人福祉保健センター	入口のスロープ、自動ドア、点字ブロック、点字プレート、車椅子用トイレ
三浦市総合体育館（潮風アリーナ）	障害者兼用トイレ、自動ドア、エレベーター
うらり（三崎フィッシャリーナウォーフ）	
南下浦コミュニティセンター（チェル Sea みうら内）	自動ドア、点字ブロック、専用駐車場、障害者兼用トイレ、オストメイト対応トイレ、エレベーター、Wi-Fi
初声市民センター	入口のスロープ、自動ドア、障害者兼用トイレ
勤労市民センター	点字ブロック、点字プレート、エレベーター、障害者用トイレ
三崎口駅	車椅子のまま昇降できるエスカレーター、エレベーター
三浦海岸駅	エレベーター、障害者兼用トイレ
三浦市総合相談支援センター「安心館」（社会福祉協議会）	自動ドア、点字ブロック、手すり 1・3・4階車椅子用トイレ、エレベーター

13 レクリエーション

(1)県障害者スポーツ大会

- 【内 容】 神奈川県全域（横浜市、川崎市を除く）の障害者が参加し、ボウリング、陸上、卓球、サウンドテーブルテニス、フライングディスク、水泳、アーチェリー、ボッチャについての競技会を行います。
※詳細は市報『三浦市民』でお知らせします。
- 【対 象】 身体障害者手帳（一部内部障害者を除く）、療育手帳を所持及び療育手帳に準ずる障害を有する 13 歳以上の方
- 【窓 口】 福祉課障害福祉グループ

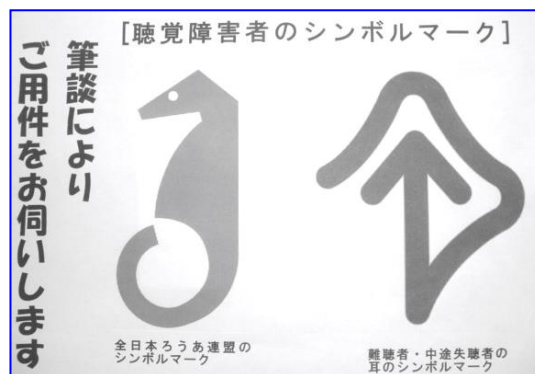
14 その他

(1)三浦市老人福祉保健センター

- 【内 容】 健康の増進、教養の向上、レクリエーション、ふれあいサロンなどを行っています。
- 【住 所】 三崎町諸磯 1870
- 【利用時間】 午前 9 時～午後 4 時まで
※入浴は午前 10 時から午後 1 時 30 分まで
- 【対 象】 市内在住の 60 歳以上の方（その他の場合は、高齢介護課に相談してください。）
- 【休館日】 月曜日、祝日（祝日が月曜日の時はその翌日）
- 【その他】 ☎ 046-882-6788 FAX 046-882-6782



身体障害者補助犬法により、公共施設、交通機関、デパートなどに「補助犬」を同伴できるようになりました。



この案内板は、市役所などの窓口で「筆談」で申請や相談をしていただけるように、目印として掲示しています。

身体・知的障害児者福祉の手引

令和7年4月発行

発行者：三浦市 保健福祉部 福祉課 障害福祉グループ

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

☎ 046-882-1111(内線 361・362・305)

FAX 046-881-0148